

優先交渉権者選定公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告

「能代ロケット実験場 能代宇宙輸送試験棟新築他 3 件工事優先交渉権者選定プロポーザル」に係る公募型プロポーザル方式を実施するので、次のとおり技術提案書の提出を招請します。

入札管理番号 A000341010

2026 年 10 月 19 日

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構
調達部長 辻 宏司

1. 工事概要

本工事は、公共工事の品質確保の促進に関する法律第18条に規定する「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式(技術提案・交渉方式)」の技術協力・施工タイプの対象工事であり、優先交渉権者として選定された者と技術協力業務の契約を締結した後、発注者と優先交渉権者との間で締結される基本協定に基づき価格等の交渉を実施し、交渉が成立した場合に工事契約を締結する。

(1) 工事名称 能代ロケット実験場 能代宇宙輸送試験棟新築他3件工事

(2) 工事の規模・内容

ア 主要用途	宇宙開発に係る施設(建築基準法:その他用途、詳細は図面上に記載)
イ 工事種別	新築工事
ウ 構造	鉄骨鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造 / 1階建て(地上約20m)
エ 規模	床面積 683.83㎡
オ 工事範囲	建築工事、電気設備工事、機械設備工事、クレーン設備工事
カ 工期	契約締結の日の翌日から 2028 年 12 月 28 日(木)まで(予定)

(3) 敷地の概要

ア 建設場所	秋田県能代市浅内下西山1 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構 能代ロケット実験場 構内
イ 敷地面積	61,941.03㎡
ウ 敷地要件	用途地域:都市計画区域内(区地区分未設定) 防火地域:指定なし

(4) 参考事業費

1,400,000,000円(消費税及び地方消費税を含む)

(上記の金額は、あくまで目標上限金額であり、さらなる事業費の削減を期待する。詳細は実施要領を確認のこと。)

2. 技術協力業務概要

優先交渉権者となった者は、技術提案のあった事項及び採用となったVE提案等を実施設計に反映させるため、以下の業務を実施する。

(1) 業務名称 能代ロケット実験場 能代宇宙輸送試験棟新築他3件工事設計技術協力業務
(以下「技術協力業務」という。)

(2) 業務事業費 参考額 2,000,000円(税込み)

(3) 履行期間 契約締結の日の翌日から2027年3月31日(水)まで

(4) 業務内容

ア 設計全般に対する技術検証

イ 施工計画等の作成

① 総合施工計画の検討、提案及び作成

② 工事工程の検討及び提案、工程表の作成

ウ VE提案及び技術提案の実施

i. 施工・工程計画における技術検討支援

ii. 建設地の環境・地域特性を踏まえた技術検討支援

iii. その他、実施設計段階において発注者及び設計者が提示する技術提案及びVE提案に対する技術検討支援

エ コスト管理支援

i. 全体工事費内訳明細書※の作成・更新

ii. 実施設計段階において発注者及び設計者が提示する技術提案に対する内訳明細書の作成

iii. 全体工事費管理支援

※全体工事費内訳明細書とは、本プロポーザル時に提出された、概算工事費見積内訳明細書及び採用されたVE提案内訳明細書に基づき、作成する内訳明細書を示す。技術協力業務段階において、全体工事費内訳明細書の更新を適宜行うことにより、工事費管理の根拠とする。

オ 採用された技術提案等の図面及び資料等の作成

カ 実施設計完了後の見積書・数量調書作成

キ 関係機関との協議資料作成支援

ク 三者協議会への出席

ケ 報告書の作成

3. 優先交渉権者選定の概要

(1) 選定方法

本工事は施工者の高度な技術を設計に反映させるため「品質を下げないでコストを低減する」提案や「コストを上げないで品質を向上させる」提案(以下「VE※提案」という。)及び技術提案を求め、技術提案ヒアリング及びVE提案ヒアリングを実施し、価格と価格以外の要素で総合的に評価して優先交渉権者を選定する「公募型プロポーザル方式」を適用する。

参加申込みのあった者のうち、参加要件を満たす者に対し、VE提案を含めた技術提案の提出を求め、評価点が最も高い者を「優先交渉権者」として選定する。優先交渉権者の選定は、技術提案内容および価格を評価する。なお、選考にあたっては、学識経験者を含む委員で構成する能代ロケット実験場 能代宇宙輸送試験棟新築他3件工事に係る優先交渉権者選定評価審査委員会（以下「評価審査委員会」という。）において技術提案等審査を行うものとし、評価審査委員会の会議は公平性の確保及び円滑な運営のため非公開とする。

※VE (Value Engineering: バリューエンジニアリング) とは、製品やサービスの「価値」を、それが果たすべき「機能」とそのためにかける「コスト」との関係で把握し、その機能を最小の総費用(ライフサイクルコスト)で達成する手段を考え実践していく体系的・組織的活動のことをいう。

- (2) 優先交渉権者の選定後、技術協力業務契約を締結すると同時に、工事契約に至るまでの手続きに関する基本協定を締結し、価格等の交渉等を行う。なお、優先交渉権者と価格交渉が成立しなかった場合は、次順位の者と同様の手続きを行い、以降交渉が成立するまで次順位以降の者と同様の手続きを行う。

(3) 実施スケジュール

区分	実施項目	実施期間※1
実施要領等公表	実施要領等配布※2	2026年10月19日～2026年11月2日 12時00分
参加資格審査	質疑受付	2026年10月19日～2026年10月26日 12時00分
	質疑回答期限	2026年10月29日 17時30分
	参加表明書等提出期限	2026年11月4日 12時00分
	参加資格審査結果通知	2026年11月16日
技術提案等審査	資料配布※3	2026年11月16日
	質疑受付	2026年11月16日～2026年11月25日 12時00分
	質疑回答期限	2026年11月30日 17時30分
	技術提案書等提出期限	2026年12月7日 12時00分
	ヒアリング※4	2026年12月15日(予定)
選考結果通知	最終審査結果発表※5	2026年12月18日(予定)

※1 スケジュールについて変更が生じた場合は、既に参加表明等があった者に通知する。

※2 資料(参考一般図、基本設計計画書及び基本設計に基づく参考数量)を配布する。

※3 資料(実施設計図、その他の参考資料)は、参加資格があると認められた者(以下「参加資格審査通過者」という。)のみに配付する。

※4 必要に応じて設定

※5 選考審査結果の発表は、参加者全員に通知するとともに発注者のホームページで公表する。

4. 参加者の資格要件

(1) 参加者の資格

本プロポーザルに参加する者は次に掲げるすべての条件を満たすものとする。なお、本プロポーザルの参加者は単体企業とするが、工事請負契約の締結日までに、自らが代表となる2又は3社による特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)を結成することを妨げない。

(ア) 文部科学省における「一般競争参加者の資格」(平成13年1月6日文部科学大臣決定)第1章第4条で定めるところにより格付けした建築一式工事に係る令和7、8年度の等級(一般競争(指名競争)参加資格認定通知書)の記2の等級が、A等級の認定を受けていること。

※会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをした者にあつては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けて、格付け認定を受けた一般競争参加資格であること。

(イ) 次の事項に該当する者は競争に参加できない。

競争に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。資格審査申請書及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者、警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、建設工事及び測量等、物品の販売及び役務の提供等の調達契約からの排除要請があり、当該状態が継続している者等。

(ウ) 建築一式工事に係る特定建設業の許可を得ており、かつ、建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定による一級建築士事務所登録を受けていること。また工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(エ) 元請負人として2011年以降に完成・引渡しが完了したSRC造(工場・研究施設等^{*1})の新築または増築工事の施工実績を有すること。共同企業体の構成員としての実績は出資比率20%以上を対象とする。必要に応じて図面等で個別に審査する場合もある。

(オ) 優先交渉権者は、次の項目を満たす管理技術者を技術協力業務に配置できること。配置期間は、技術協力業務期間とする。

① 一級建築士又は建築工事の一級建築施工管理技士の資格を有すること。

② 2人目以降に電気、機械設備の管理技術者を配置する場合は、建築設備士又は一級施工管理技士の資格を有すること。※技術者の配置についてはV.審査 2.評価方法 (2) ① 記載の加点項目を設ける。

③ 所属する建設業者との間に3か月以上の直接的な雇用関係があること。

(カ) 優先交渉権者は、本工事の契約締結の日において、次の項目を満たす監理技術者を配置すること。専任配置期間は、工事請負契約期間中とする。なお、監理技術者は技術協力業務の管理技術者を兼務することができる。

① 一級建築士または建築工事の一級施工管理技士の資格を有すること。

② 監理技術者資格者証及び監理技術者講習会修了証を有していること。

③ 2011年度以降に完成・引渡しが完了したSRC造(工場・研究施設等^{*1})の新築又は増築工事、RC造(工場・研究施設等^{*1})の新築又は増築工事に建築工事の監理技術者として従事した経験を有すること。必要に応じて図面等で個別に審査する場合もある。

④ 所属する建設業者との間に3か月以上の直接的な雇用関係があること。

(キ) 優先交渉権者は、本工事の契約締結の日において、次の項目を満たす主任技術者(機械)を1名配置すること。専任配置期間は、工事請負契約期間中とする。なお、協力会社の専任配置も可とする。

① 機械設備工事(管工事)の一級施工管理技士の資格を有すること。

② 2011年度以降に完成・引渡しが完了した工場・研究施設等^{*1}の新築又は増築工事に、監理

技術者または主任技術者・担当技術者として従事した経験を有すること。

③ 所属する建設業者との間に3か月以上の直接的な雇用関係があること。

(ク) 優先交渉権者は、本工事の契約締結の日において、次の項目を満たす主任技術者(電気)を1名配置すること。専任配置期間は、工事請負契約期間中とする。なお、協力会社の専任配置も可とする。

① 電気設備工事の一级施工管理技士の資格を有すること。

② 2011年度以降に完成・引渡し完了した工場・研究施設等^{*1}の新築又は増築工事に、監理技術者または主任技術者・担当技術者として従事した経験を有すること。

③ 所属する建設業者との間に3か月以上の直接的な雇用関係があること。

(ケ) その他、本プロポーザル参加にあたり、不正または不誠実な行為を行わないことを誓約できる者であること。

^{*1} 建築士法第25条に基づく国土交通省告示第15号別添二「建築物の類型」における『二 生産施設』『四 業務施設』及び『八 専門的教育・研究施設』(第1類及び第2類)に該当する建築物。複合用途建築物については、主要用途が上記用途に該当するものを対象とする。

5. 手続き等

(1) 担当部署 〒305-8505

茨城県つくば市千現2-1-1

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構

調達部研究・事業調達室 石田 ゆり

TEL 070-1170-3265

E-mail chofu-nyusatsu@ml.jaxa.jp

(2) 実施要項等の交付期間及び場所

2026年10月19日(月)～2026年11月2日(火) 12時00分まで

ただし、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日(以下、「休日」という。)は除く、9時30分から17時45分まで(11月2日は12時00分まで)、上記5. (1)にメールで問い合わせること。メール件名は「【〇〇】能代ロケット実験場 能代宇宙輸送試験棟新築他3件工事優先交渉権者選定プロポーザル資料交付」と記載(【〇〇】は会社名を記載すること)し、本文には会社名、担当者名、住所、電話番号、メールアドレスを必ず記入すること。

なお、配布する資料は当機構が指定する「社外開示制限」文書であり、その取り扱いに関し秘密の保持が必要になるため、秘密保持約款への同意および秘密保全に関する管理者の通知を行った者にのみ交付する。資料請求の際、本公告と同時配付する「秘密保持約款への同意及び秘密保全に関する管理者の通知について」(以下「同意書」という。)に必要事項を記入、社印及び代表者印を押印のうえPDFにて提出すること。(必須)

秘密保持約款掲載先:<https://stage.tksc.jaxa.jp/compe/pdf/yakkanfy30.pdf>

同意書書式掲載先:https://stage.tksc.jaxa.jp/compe/fundamental_j.html

※Ⅱ.入札に関する事項

(3) 参加表明書等の提出期限、場所及び方法

2026年11月4日(木)12時00分必着 上記5. (1)に同じ

事務局あてに電子メール※にて提出すること。なお、郵送(書留郵便等配達記録が残る方法に限る。)又は持参による提出も可とするが、事前に事務局に連絡すること。いずれの場合も提出期限内に事務局必着とする。

※1メールの容量は20MBまでのため留意すること。

6. その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金

(ア) 技術協力業務 免除。

(イ) 建設工事 納付。契約保証金は、契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、保険会社との間に調達部長を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証券を提出する場合又は保険会社と工事履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証券を提出する場合は契約保証金の納付を免除する。

(3) 技術提案書等の作成にあたっては、当該案件に参加しようとする他の技術提案書等提出者と技術提案の内容等について、いかなる相談・協議等を行ってはならない。これに違反した場合は、当該案件に係る優先交渉権者として選定しないものとする。

(4) 参加表明者が1企業体の場合もプロポーザル手続きは執行するものとする。

(5) 参加資格審査を通過した本プロポーザルの参加者が、優先交渉権者選定結果通知日において「4. (1) 参加者の資格」のいずれかの要件を満たさなくなった場合や文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」(平成18年1月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知)に基づく指名停止措置(以下「指名停止措置」という。)を受けた場合などは、優先交渉権者選定としての参加資格を取り消す場合がある。

(6) 優先交渉権者が工事契約締結日において、「4. (1)参加者の資格」のいずれかの要件を満たさなくなった場合や文部科学省から指名停止措置を受けた場合などは、当該工事の契約を結ばないことがある。

(7) 契約書作成の要否 要。

(8) 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無。

(9) 詳細は実施要領による。

(10) 個人情報の取り扱いについて

本プロポーザル参加者より提出される資料に個人情報が含まれる場合には、当該個人情報を適切に管理するとともに当該目的以外には使用しない。